指　名　停　止　措　置　の　概　要

１．業者名及び住所

業　　者　　名	住　　所	備　　考
（株）三広	茨城県土浦市港町１－１－１１	

２．措置期間　　令和８年４月１０日～令和８年５月９日（１か月）

３．指名停止措置の適用範囲　　役務

４．事実概要

（株）三広は、令和８年３月１９日に開札を行った「土給委第３号　学校給食センター塵芥収集運搬業務委託 」に係る指名競争入札において落札者となったが契約締結を辞退した。

５．措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成１１年３月３１日告示第２２号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）別表第２第１５項第３号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措　　置　　要　　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） １５　別表第１及び前各項に掲げる場合のほか，有資格者が，その業務に関し不正又は不誠実な行為をし，市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （１）　〈略〉 （２）　〈略〉 （３）前２号に掲げるもののほか，その業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

問　合　せ　先
土浦市総務部契約課契約検査係 土浦市大和町９番１号 電話　０２９－８２６－１１１１　（内線）２２２６、２２２７